

令和3年6月3日

保護者の皆様

安芸太田町立戸河内小学校
校長 吉田 浩一

学校で1人1台配備しているタブレット端末の持ち帰りについて

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度安芸太田町では、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業の可能性等を想定し、子どもたちの学習の機会を保障するため、いつでもオンライン授業の実施ができるよう準備をすすめています。これに伴い、学校で1人1台配備しているタブレット端末の持ち帰りを計画しているところです。具体的な日程、内容等については現在調整しており、決まり次第、別途お知らせいたします。

つきましては、タブレット端末の持ち帰りについて「安芸太田町タブレット端末持ち帰りに係る留意事項」を確認していただき、「タブレット端末持ち帰りに関する同意書」を6月10日（木）までに学校に提出して下さい。

また、6月18日（金）～21日（月）の期間に、タブレット端末を持ち帰らせますので、各ご家庭でWi-Fiに接続できるかどうかのテストをしていただき、ご家庭のWi-Fi接続状況について、6月14日（月）に町教育委員会から送信される「すぐメール」アンケートに、6月28日（月）までにご回答ください。この期間が難しい場合は、6月25日（金）～28日（月）に持ち帰らせますので、担任にその旨お申し出下さい。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Wi-Fi環境のないご家庭についても、今後のオンライン授業の可能性などを見据えて、準備をお願いいたします。難しい場合は、個別に相談してください。Wi-Fiの接続等については改めてお知らせします。

安芸太田町タブレット端末持ち帰りに係る留意事項

以下の留意事項を確認し、**6月10日(木)までに**学校に提出してください。

1 端末の貸与について

安芸太田町立の学校に在籍している児童生徒に、タブレット端末を貸与します。安芸太田町立の学校を卒業、転出する際は、速やかに端末を返却してください。

2 貸与端末の利用について

貸与された端末は、学習及び学校との連絡手段として利用し、学校から示されたルールや健康上の留意点を守ってください。本町教育委員会または学校において、貸与する端末の通信記録や Web アクセス履歴を調査・確認することがあります。

なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金については、ご家庭でご負担をお願いします。

3 貸与端末の利用者について

貸与された端末を利用するのは、端末を貸与された児童生徒本人及びその保護者であり、他者に利用させないでください。

4 貸与端末の取扱いについて

貸与された端末を利用する際は、故障や紛失をしないように丁寧に扱ってください。万が一、自然故障^{注1)}、物損故障^{注2)}、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。

場合により費用負担をお願いする場合がございます。

注1) 正常に使用したにもかかわらず、対象機器に生じた内部の部品不具合等

注2) 破損、破裂、汚損、水漏れ(水没)等の外部的な要因に起因する、保証対象機器の機能が正常に動作しなくなる等の故障

----- 切 り 取 り 線 -----

令和3年 月 日

タブレット端末持ち帰りに関する同意書

(あて先) 安芸太田町教育委員会 教育長

タブレット端末の貸出を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項 (をつけてください。)

「タブレット端末持ち帰りに係る留意事項」を確認し、借用した機器(タブレット端末)を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

安芸太田町立戸河内小学校

年 お子様氏名

保護者氏名

印

※お子様一人につき 1 枚記入し、それぞれの担任に提出して下さい。